

別紙（第9条関係）

商標「ユーシンプルー」の使用に関するガイドライン

1 基本的な考え方

本規定では、山北町商標「ユーシンプルー」について、町内商工業の振興、山北町のピーアールが図れる等使用が適正と認められる場合に使用を許諾します。

2 使用許諾が認められる例

- ・ユーシンプルーをイメージした商品に「ユーシンプルー®」と表記する。

（例）「ユーシンプルー®ビール」

- ・ユーシンプルーの写真を印刷した商品に「ユーシンプルー®」と表記する。

（例）「ユーシンプルー®ティーシャツ」

3 商標の表示形式

基本的には、登録した商標（登録第5981023号）と同一の表示をすること。但し、必要に応じて、社会通念上同一（商標法第50条

第1項)の範囲内において表示することも認めます。

【登録商標】

文字商標：ユーシンプルー

書体：標準文字

色彩：黒

【社会通念上同一の範囲のと認められるもの】

- ・色彩の変更（商標法第70条第1項）
- ・書体のみに変更を加えた同一の文字（商標法第50条第1項）等

※使用形態が規程に合致するか否かについては、使用許諾申請書及び関係書類をもとに、山北町が判断します。

4 商標の表記に当たっての注意事項

(1) 本商標を表示する際は、必ず「ユーシンプルー®」と商標登録表示（アールマーク）を付して表示してください。

(2) 商品のカタログ等広告宣伝媒体に、「ユーシンプルー®」が山北町の登録商標であることを明示してください。

(例) 「『ユーシンプルー®』は山北町内『玄倉ダム』に溜まった青く見える水を意味する言葉であり、山北町の登録商標です」

(3) 写真と併記可能な場合は、可能な限り併記してください。